

拝啓 社長殿

税理士法人わかば

この資料は全部お読みいただいて 125 秒です。

今回のテーマ：金融商品取引法（金商法）ダイジェスト

証券取引法から『金融商品取引法』へ

証券取引法は投資家保護をより強化した金融商品取引法へ衣替えし、2007年9月30日から全面施行されました。旧証券取引法で定められた有価証券の範囲は「株式・公社債・投資信託」など限定的で、新たな金融商品（金融先物・FX取引など）はそれぞれの法律で規制されてきました。また新種のファンドや組合には法規制がなく、法令の「すき間」をついた金融商品・業者が現れ、詐欺的被害も頻発しました。

金商法は、これら金融商品を一括して「有価証券等」と定義して規制をかけました。これに先行して金商法は、行き過ぎた投資ファンドなどの行為を規制するルールをすでに施行しています。

経営者が知っておくべき改正ポイント

対象商品・関係法令の整理統合

従来の枠組み		新たな枠組み	
信託業法	信託受益権	金融商品 取引法	有価証券
抵当証券法	抵当証券		
商品ファンド法	商品ファンド	金融商品 取引法	デリバティブ取引
証券取引法	株式・公社債・投資信託など		
	有価証券デリバティブ		
金融先物取引法	金融先物・FX取引など		

* 商品先物と一部の不動産ファンドは対象

外

四半期開示制度を法定化（上場企業対象・2008年4月1日以降開始事業年度より）

取引所の自主ルールだった四半期開示が法的に義務化されます。四半期開示のための会計ルールも新たに定められました。半期報告書は廃止され、四半期開示制度に統合されます。

内部統制制度を強化（上場企業対象・2008年4月1日以降開始事業年度より）

会計監査以外に監査証明付「内部統制報告書」の提出が必要になります。

インサイダー取引の規制強化

法人、個人への罰金額、懲役年数が強化された他、「課徴金制度」が設けられ、ルール違反に対する機動的な懲罰体制が作られました。

すでに施行済の金商法規制強化

- ・ライブドア・村上ファンドのような買付手法へのTOB制度を厳格化
- ・ファンドの大量保有報告制度を見直し、ファンドの特例報告制度期間を短縮（3ヶ月 2週間）

お見逃しなく！

自社株買い実施中のインサイダー取引に要注意

自社株買いのインサイダー規制抵触が頻発しています（大塚家具、コマツなど。07/10/13 日経新聞）。インサイダー取引か否かを定める「重要事実（金商法 166 条 2 項）」は包括規定で、その内容は多岐にわたります。多くの上場企業が資本政策の一環として自社株買いをすすめるなか、意図せざるインサイダー取引により課徴金が生ずるなど、新たな問題となっています。上場企業は、改めて、インサイダー取引の社内管理体制点検と経営陣、関係役職員への周知策が必要です。

お問い合わせ先：税理士法人わかば

TEL：042-729-6440 FAX：042-729-6991

Mail：info@wakaba-tax.com

情報提供：太陽ASGグループ（グラント・ソントン 加盟事務所）